

公 示 日 : 2021 年 4 月 7 日

調達管理番号 : 21a00109

国 名 : グアテマラ国

担 当 部 署 : 人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

調 達 件 名 : グアテマラ国プライマリ・ヘルスケアを通じた母子栄養改善プロジェクト基本計画策定調査 (母子栄養)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 母子栄養
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 6 月上旬から 2021 年 8 月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.47M/M、国内 0.5M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
4 日	14 日	6 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 4 月 28 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 5 月 18 日 (火) までに個別通知
➤ 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	母子栄養に係る各種調査
対象国／類似地域	グアテマラ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）についても、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加は可能とする。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

グアテマラでは5歳未満児の慢性栄養不良（発育障害）の割合は46.5%（2014年）¹と世界でも6番目に高く、低出生体重児は全国平均で約15%¹にもものぼる。加えて成人・子どもともに過体重、肥満が増加しており（5歳未満児4.9%¹、成人男性51.4%、女性59.9%（2016年）²）であり、生活習慣とも関連の強い疾病の死亡率（心血管疾患、糖尿病／慢性腎不全）は増加傾向である。このように低栄養と過栄養が併存する「栄養不良の二重負荷」の問題を抱えており、栄養改善と健康づくりの意識を醸成する必要がある。

技術協力プロジェクト「妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト（2016年～2021年）」では第一次・二次レベルの医療従事者の育成やモニタリング・スーパービジョンの強化を通じ、母子保健・栄養サービスの提供および運営能力の向上に貢献した。またコミュニティにおける医療従事者やコミュニティリーダーの栄養改善プロモーション活動により、妊産婦の栄養に対する知識や意識に

¹ Encuesta Nacional de Salud Materno Infantil 2014/2015

² PAHO/WHO Core Indicators 2019: Health Trends in the Americas

一定の改善が見られたものの、行動変容と成果の定着には課題が残っている。また政府の戦略上では栄養改善が打ち出されている（長期国家開発計画「K'atun 2032」（2014年）、栄養改善戦略（2020年））が、成果は限定的である。その背景には、栄養不良は貧困のみならず文化的・社会的要因が絡む複合的な問題であることが指摘されている。

こうした課題の解決のため、同国政府から、複数のセクターを巻き込みながら、コミュニティレベルで母子の栄養改善に取り組むサービス提供体制を確立することで、母子の栄養改善を目指す技術協力プロジェクトの要請がなされた。JICAは、本プロジェクトを二段階方式にて立ち上げるべく、基本計画を策定するための調査を実施する。

7. 業務の内容

本事業は、対象地域において、コミュニティリーダーを中心とした母子栄養改善のためのプライマリ・ヘルスケア（PHC）サービス提供の仕組みを確立し、サービスを提供する人材を育成し、サービスが実施されることにより、母子栄養改善のためのPHCサービス実施体制の構築を図り、もって母子の栄養の改善に貢献するものである。コミュニティレベルで、複数のセクターを巻き込みながら、より効果的な母子の栄養改善に焦点を絞ったPHCサービス提供体制を確立するために、本調査を経て、より適切な協力内容を検討する。

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021年6月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握の上、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 主要な保健・栄養指標の確認、整理
 - イ) グアテマラ保健省の母子栄養にかかる政策、計画およびガイドラインの確認
- ② 現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、グアテマラ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（和文・英文）を作成する。
- ③ JICA（人間開発部、グアテマラ事務所等）と調査計画につき協議する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。
- ⑤ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案（和文・英文）を検討する。

- (2) 現地業務期間（2021年6月中旬～6月下旬）
- ① JICA グアテマラ事務所等との打合せに参加する。
 - ② グアテマラ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) グアテマラ国の母子栄養にかかる基礎情報を収集する。
 - (a) 他省庁（大統領府食糧の安全・栄養庁（SESAN）、農牧省、教育省、社会開発省）における栄養改善にかかる政策や取り組み、マルチセクター間の連携の確認
 - (b) 保健・栄養改善分野の予算管理・支出の状況の確認（中央・地方レベル）
 - (c) 他の援助実施機関やNGOの支援動向および学術機関との連携状況について（地域や活動内容）
 - イ) 対象県にかかる情報として、西部地域であるトトニカパン県およびキチェ県の県食の安全・栄養委員会（CODESAN）、市食の安全・栄養委員会（COMUSAN）、コミュニティ食の安全・栄養委員会（COCOSAN）県開発審議会（CODEDE）、市開発審議会（COMUDE）コミュニティ開発審議会（COCODE）の活動状況及び県保健管区事務所、市保健管区事務所、市役所、ヘルスセンターおよびヘルスポストとの関係性を確認する。
 - ウ) トトニカパン県およびキチェ県におけるコミュニティレベルの低栄養および過栄養に対する母子栄養改善 PHC サービス提供体制（予算、施設、人材）およびサービス利用状況を確認する。
 - ④ コミュニティレベルの母子栄養改善 PHC サービス体制案を確認、提案する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請書においては、対象地域においてコミュニティ健康プロモーター（Community Health Promotor：CHP）による母子栄養改善のためのPHC サービス提供の仕組みを確立することとしている。一方で、グアテマラには CHP の導入を裏付けるための政策やガイドラインなどが存在していないため、CHP を制度化するアプローチは現実的に困難である。コミュニティレベルの組織間の連携体制を確認し、より適切な母子栄養 PHC サービス提供の仕組みを確認、提案する。
 - ⑤ 中央、県、市、コミュニティレベルでのマルチセクトラルな実施体制案を確認、提案する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 中央、県、市、コミュニティレベルで多数の関係機関が存在している。各レベルにおいて実質的にマルチセクトラルの連携を調整・推

進んでいる機関を確認し、本事業における最適な実施体制を確認、提案する。

- ⑥ 現地調査結果を JICA グアテマラ事務所等に報告する。
- ⑦ グアテマラ側関係機関に対し、調査結果を共有・説明し、PDM 案・PO 案にかかる協議を行う（和文・英文）。
- ⑧ グアテマラ側からのコメント等を取りまとめ、PDM 案、PO 案の作成に協力する（和文・英文）。

(3) 帰国後整理期間（2021 年 7 月上旬～7 月中旬）

- ① 必要に応じて案件概要表（案）の更新に協力する。
- ② 必要に応じて PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案及び M/M（Minutes of Meetings）案（和文・英文）の更新に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る基本計画調査報告書（案）（和文）を作成および取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書（和文 3 部）

2021 年 7 月 15 日までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒グアテマラシティ⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICA グアテマラ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費（燃料費等）

・資料等購入費

*臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 6 月 13 日～6 月 26 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時もしくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 団長 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 母子栄養 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA グアテマラ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 現地携帯電話貸与：あり

オ) 通訳備上：日本語⇄西語の通訳を提供予定

カ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

キ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ第一チーム (電話 03-5226-8345) にて配布します。

・「グアテマラ国 妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト」エンドライン調査報告書

② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「グアテマラ国 ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県 母とこどもの健康プロジェクト」終了時評価合同評価報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000043868>

・「グアテマラ共和国 ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト」中間レビュー調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000014695>

・保健セクター情報収集・確認調査 グアテマラ共和国 保健セクター分析報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000008046>

・グアテマラ共和国 ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト詳細計画策定調査・実施協議報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000000766>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA グアテマラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び

調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上